

ゴルフ

初対面の人からゴルフに誘われることが多い。「やめました」と答えると不思議そうな顔をされる。それだけでは愛想が無いので、次のように答えている。「20年位前に始めました。プロの指導も受けていました。ある日、銀行の人の誘いで、穴吹の四国カントリーに行きました。160以上叩いて悲惨な結果でした。私はひどく落ち込みました。ところが、銀行の人は、そんな私のプレーを熱心に褒めてくれました。その言葉に、さらに私は落ち込みました。ゴルフをやめたのはその日からです。」



確定申告特集

申告書の提出が必要な方のうち、主なものは以下のとおりです。

<所得税>

- 給与所得がある方
 - ◆ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ◆ 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
 - ◆ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
 - ◆ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかにも、貸付金の利子や資産の賃貸料等を受け取っている方
 - ◆ 災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方
- 他の所得（事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など）がある方
 - ※ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は不要となりました。所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくはお住まいの市区町村におたずねください。

<消費税>

- 平成21年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者の方
- 平成21年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成22年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方

<贈与税>

- 相続時精算課税制度の適用対象となる贈与を受けた方
- 住宅取得等資金の非課税制度（非課税額1,000万円）の適用対象となる贈与を受けた方
 - ※平成23年中に父母や祖父母など直系尊属から住宅取得等資金を贈与された場合、1,000万円まで贈与税が非課税です。但し、期限内申告が必須となっていること、贈与を受けた方の合計所得金額が2,000万円以下であること等、様々な要件がございます。詳しくは当社までおたずねください。
- 平成23年中に110万円を超える贈与を受けた方
- 特例（配偶者控除額2,000万円など）の適用対象となる贈与を受けた方

申告をすれば所得税が戻ってくる可能性がある方のうち、主なものは以下のとおりです。

1. 上場株式の譲渡損失がある方

上場株式等の譲渡損と配当等との損益通算が可能です。但し、損益通算をする場合の配当所得は申告分離課税による申告に限られるとともに、確定申告書の提出が必要です。

2. 中途退職して年末調整を受けていない方
3. 住宅ローン控除を受ける方（初年度）、医療費控除・寄付金控除・雑損控除を受ける方、住宅特定改修特別税額控除（一定の要件を満たすバリアフリー工事等）を受ける方

所得税・贈与税の申告納税は平成24年3月15日（木）まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成24年4月2日（月）までです。ただし、振替納税の手続きをしている場合には、申告所得税の振替日は平成24年4月20日（金）、消費税及び地方消費税の振替日は平成24年4月25日（水）です。

さくら税理士法人では、電子申告を推進しております。

（渡邊）

高齢者の雇用について

公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることにより、高齢者の雇用が緊急の課題となっています。65歳までの雇用確保措置として、現在の法律では「定年年齢の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」、「定年制度の廃止」のいずれかの措置を講じるよう定められています。

年明け、厚生労働省・労働審議会から『今後の高齢者雇用対策について』と題する希望者全員の65歳までの雇用確保措置等を求める内容の文書が発表されました。「雇用」と「年金」が接続し、無収入・無年金とならないよう検討されています。早ければ、今年の通常国会に改正法案が提出され、2013年度からの施行もありうるという報道もあります。(中小企業には猶予期間が設けられるとも言われていますが)今後の動きについては注目しておく必要があるかと思われます。

(岩佐)

2月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事(労働基準監督署)
- 29日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(.年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

2月の税務

- 1 23年分所得税の確定申告(2月16日から3月15日まで)
- 2 贈与税の申告(2月1日から3月15日まで)
- 3 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
納期限…2月中において市町村の条例で定める日
- 4 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…2月10日
- 5 23年12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…2月29日
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…2月29日

- 7 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…2月29日
 - 8 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…2月29日
 - 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…2月29日
 - 10 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…2月29日
- ※ 税理士記念日…2月23日

資産税係

平成24年度税制改正大綱(相続税法の改正)

直系尊属からの住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が拡充・延長されることになりそうです。非課税枠は下記ようになります。

	現行	平成24年	平成25年	平成26年
特別枠(省エネ・耐震住宅)	1000万円	1500万円	1200万円	1000万円
一般枠		1000万円	700万円	500万円

なお、この税制改正大綱は3月の国会で成立するまで、**正式に決定したものではありません**のでご注意ください。

また、平成23年度税制改正で見送りになった項目は、今回の平成24年度税制改正大綱には盛り込まれませんでした。つまり、①基礎控除額の減額、②死亡保険金に係る非課税限度の対象者の改正、③相続税の税率構造の改正(最高税率の引き上げ)、については**盛り込まれておりません**。ただし、今後の税制抜本改革での実現を目指しているようです。

(坂田)

会計制度

過年度遡及会計基準②

今回は、過年度遡及会計基準を(1)どんな時に、(2)どんな法人が適用すべきなのか、簡単に御説明します。

(1)どんな時に？

平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首以後に行われる、

- ①会計方針の変更:(例) 会計基準の変更に伴う会計方針の変更
- ②表示方法の変更:(例)金額的重要性が高まったことにより、特定の科目を区分掲記
- ③過去の誤謬の訂正:(例) 売上計上漏れ、税額計算の誤り、等

以上に適用されます。

(2)どんな法人？

上場会社だけでなく、会社法(会社計算規則)でも過年度遡及会計基準の適用が義務付けられている(内容は多少異なります)ため、中小法人でも原則として適用する必要があります…。
(渡邊)

医療係

持分の定めのある医療法人から出資額限度法人へ移行

定款の「出資払戻し」及び「解散時の残余財産」を変更し、認可を受ければ持分の定めのある医療法人から出資額限度法人へ変更する事が可能です。

移行時には、個人・法人共に課税は生じませんが、出資金を返金等した時に「みなし贈与課税等」が発生します。課税関係は次の通りです。

		出資額限度法人へ移行する場合	出資者の脱退	相続に伴う課税関係	
				出資者の死亡に伴い相続人が払戻請求権を行使	出資者の死亡に伴い相続人が出資者たる社員の地位を承継
課税関係	医療法人	清算所得課税は生じない	受贈益課税及びみなし贈与課税は生じない		—
	出資者	みなし配当及び譲渡所得課税なし	課税なし	—	—
	残存出資者	課税は生じない	残存する他の出資者の出資の価額が増加することから、相続税法第9条に規定する みなし贈与課税		—
	相続人	—	—	払戻金額が出資額に限られた場合は、 出資払戻を受けた金額で相続税が課税 (出資払込額で評価)	その地位及び持分を相続したものとして、出資持分に応じた 「出資額を超える部分」を含めて相続税が課税 (財産評価基本通達194-2により評価)

「両者間の変更の制限(後戻り禁止規定)がない為、出資額ではなく、評価額に対して課税する」というのが国税当局の見解(判例あり)となります。
(田中)

建設係

入札参加資格の評価方法について

資格有効期間が延長(2年化)されたため、平成24年度分申請は不要(ただし、平成22年10月末以降の決算に関する経営審査を受審していることが必要)です。

しかし、直前経審で認定された数値に見直しされるもの、当初申請のまま固定されるものがあり、評価項目は以下のとおりです。

見直し項目 ➡ 客観点、完成工事高及び技術者条件、工事成績加算率、技術者数、従事職員数、資格停止による減点、工事成績による加減点

固定項目 ➡ 厚生年金基金加入加算率、ISO及びエコアクション21、CPDへの取組、地域貢献、障害者雇用、若年者雇用

(岸上)

～経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）について～

私からは、経営セーフティ共済をご案内させていただきます。

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップしてくれます。また、平成23年10月に制度の改正があり積立限度額の引き上げ等、大幅な変更がありました。

簡単に制度の説明をさせていただきます。

1. 法律に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人が運営しているので安心。
2. 加入出来る方は中小企業者のうち、「業種」「資本金等の額」「従業員数」による条件に該当する方で、引き続き**1年以上事業を行っている方**。
3. 掛金月額は、**5千円～20万円の範囲内(5千円単位)**で自由に選べ、加入後の変更可能です。
4. 掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入**できます。
☆個人の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められません。
5. 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
☆「回収困難売掛債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)のいずれか少ない額となります。
☆倒産が生じていなくても、解約手当金の範囲内で「**一時貸付金**」制度があります。
☆共済金の貸付は「**無担保・無保証人**」「**無利子**」です。ただし、**共済金貸付けを受けますと貸付額の10分の1に該当する額が積立掛金総額より控除**されます。
6. **12か月以上掛金を納付**していれば、自己都合の任意解約でも**掛金総額の80%以上**の解約手当金が受け取れます。

詳しい内容については、当事務所の担当者にお尋ね下さい。

(近藤恵)

徳島商工会議所優良従業員表彰

平成23年12月2日、徳島商工会議所にて、優良従業員表彰がありました。
勤続10年(65名)・20年(39名)・30年(37名)
計141名の方が表彰されました。
当社からは勤続10年以上の部にて2名が表彰されました。



表彰を終えて一言!!

私自身にとっての10年は、「やっと10年」でしたが、20年・30年表彰の方々を拝見すると、「まだまだ10年」・・・でした(^_^)

当事務所にも、私よりキャリアの長い、目標とすべき先輩が数多くいます。今回の表彰に誇る事なく、初心を忘れず出来る限り長く勤めていきたいと思えます。

(近藤恵)

表彰式後に、表彰状と記念品をいただきました。記念品の中身は、時計とお菓子と赤飯と海苔でした(^o^)/おいしくいただきました。

この10年間でたくさんのごことを学ばせていただきました。家庭と仕事の両立のために、会社にはかなり無理を聞いてもらっており、ありがたく思っています。これからもがんばります!

(坂田)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

